

改正後	現行
<p data-bbox="286 252 1003 331">公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事条件付き 一般競争入札事務取扱要綱</p> <p data-bbox="705 400 1070 480">平成25年5月8日制定 <u>平成30年7月27日(最終改正)</u></p> <p data-bbox="174 544 405 576">第1条～第3条【略】</p> <p data-bbox="174 624 367 655">(入札参加資格)</p> <p data-bbox="174 660 1111 724">第4条 建設工事の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="197 730 367 762">(1) ～(7)【略】</p> <p data-bbox="197 767 1111 871">(8) <u>過去15年間</u>に当該建設工事と同種の建設工事の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。</p> <p data-bbox="197 877 389 909">(9) ～(10)【略】</p> <p data-bbox="185 914 1111 1054">(11) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく<u>知事の指名停止の措置</u>が行われたものを除く。)が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。</p> <p data-bbox="185 1061 389 1093">(12) ～(16)【略】</p> <p data-bbox="174 1198 421 1230">第5条～第15条【略】</p>	<p data-bbox="1247 252 1964 331">公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事条件付き 一般競争入札事務取扱要綱</p> <p data-bbox="1653 400 2018 480">平成25年5月8日制定 <u>平成30年3月16日(最終改正)</u></p> <p data-bbox="1135 544 1366 576">第1条～第3条【略】</p> <p data-bbox="1135 624 1328 655">(入札参加資格)</p> <p data-bbox="1135 660 2072 724">第4条 建設工事の条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p data-bbox="1158 730 1328 762">(1) ～(7)【略】</p> <p data-bbox="1158 767 2072 909">(8) <u>過去10年間(特殊専門的な工事においてやむを得ないと判断される場合は、15年間)</u>に当該建設工事と同種の建設工事の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。</p> <p data-bbox="1158 914 1350 946">(9) ～(10)【略】</p> <p data-bbox="1146 962 2072 1102">(11) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に指名停止要領に基づく<u>指名停止の措置</u>が行われたものを除く。)が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。</p> <p data-bbox="1146 1109 1350 1141">(12) ～(16)【略】</p> <p data-bbox="1135 1198 1382 1230">第5条～第15条【略】</p>

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事参加申込型指名競争入札事務取扱要綱(平成24年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年5月8日から施行する。
- 2 公益社団法人あおもり農林業支援センター建設工事参加申込型指名競争入札事務取扱要綱(平成24年4月1日)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別紙(第6条関係)

その1(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ))により契約を締結しますので、公告します。

記

1 競争入札に付する事項【略】

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1)～(7)【略】

(8) 過去15年間に当該建設工事(工事種別)で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置等を受けていない者であること。

(13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

別紙(第6条関係)

その1(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(地域限定型(単体Ⅰ・Ⅱ))により契約を締結しますので、公告します。

記

1 競争入札に付する事項【略】

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1)～(7)【略】

(8) 過去10年間に当該建設工事(工事種別)で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止等を受けていない者であること。

(13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日付け青監第323号)別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

(14) 【略】

3～9 【略】

10 契約の締結

(1) 【略】

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11～13 【略】

14 その他

(1) 【略】

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

15 【略】

(14) 【略】

3～9 【略】

10 契約の締結

(1) 【略】

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10～13 【略】

14 その他

(1) 【略】

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

15 【略】

別紙(第6条関係)

その2(一般型(単体)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(一般型(単体))により契約を締結しますので、公告します。

記

1 競争入札に付する事項【略】

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1)～(7)【略】

(8) 過去15年間に当該建設工事(工事種別)で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置等を受けていない者であること。

(13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

別紙(第6条関係)

その2(一般型(単体)の場合)

年 月 日

公益社団法人あおもり農林業支援センター 理事長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札(一般型(単体))により契約を締結しますので、公告します。

記

1 競争入札に付する事項【略】

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1)～(7)【略】

(8) 過去10年間に当該建設工事(工事種別)で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。の施工実績(下請人としてのものを除く)を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。

(12) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止等を受けていない者であること。

(13) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日付け青監第323号)別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がないこと。

(14) 【略】

3～9 【略】

10 契約の締結

(1) 【略】

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11～13 【略】

14 その他

(1) 【略】

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

15 【略】

(14) 【略】

3～9 【略】

10 契約の締結

(1) 【略】

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

10～13 【略】

14 その他

(1) 【略】

(2) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

15 【略】